

清水町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年清水町条例第4号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。